

徳島県企業管理規程第 9 号

棚野ダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

棚野ダム管理規程の一部を改正する規程

棚野ダム管理規程（昭和52年徳島県企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する

。

別表第 1 の表徳島県知事の項中「東部県土整備局＜徳島＞正木ダム管理担当」を「徳島県土整備事務所正木ダム管理担当」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の棚野ダム管理規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。